

千葉県農政審議会運営等規程の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続等における押印の見直し等、昨今の情勢を踏まえて、議事録署名人の手続きを簡素化する。

2 改正の内容

議事録の押印の廃止

【新旧対照表（案）】

改正案	現行
第1条から第4条（略） （議事録） 第5条 審議会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 一 会議の日時及び場所 二 会議に出席した委員の氏名 三 議事及び報告事項並びに議事の結果 四 その他必要事項 2 会議の議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。 3 （略） 附 則 1 この規程は、平成26年11月13日から施行する。 附 則 1 この規程は、令和6年〇月〇日から施行する。	第1条から第4条（略） （議事録） 第5条 審議会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 一 会議の日時及び場所 二 会議に出席した委員の氏名 三 議事及び報告事項並びに議事の結果 四 その他必要事項 2 会議の議事録には、議事録署名人の署名 <u>押印</u> がなければならない。 3 （略） 附 則 1 この規程は、平成26年11月13日から施行する